

## 1 期日で行われた原告本人尋問の報告

### (1) 原告T・T

Tさんは、原発事故当時中学校1年生の娘さんを持ち、二女を妊娠中。事故の年の秋に無事に出産。

妊婦さんの代表立証です。

お腹の子どもへの被ばくの影響が心配だけど、生活のため、避難せずにいわきにとどまり仕事も続けました。

給水車や水道水の水を飲みました。水は飲まないと生きていけません。水道から出たり給水車で配っているものだから、安全なものだろうという思いもありました。

公園が除染をされた後は、放射線量は事故前と同じくらいに戻っただろうと思いました。だから、歩けるようになった二女を公園で遊ばせました。

でも、事故から9年以上たっただけでも、子どもたちの甲状腺検査のたびに、不安になります。

子どもたちに何も出ないはずだと願いながら結果を待ちます。

もし子どもたちへの影響が出てしまったら、そうした不安は怒りに変わるだろうと言います。避難をしなかった自分自身にも向けられる怒りです。

では避難していわきを離れればよかったのかと問われると、悩み、答えは出ません。生活のために働かねばならないのは、今も変わらないからです。

Tさんの目から涙があふれました。お腹に子どもを抱えながらも避難できなかったという現実が、事故から9年以上たってもつらいこととしてTさんの胸に突き刺さっているのがわかりました。

原発事故がもたらした被害の根深さを、Tさんがしっかりと立証してくれました。

### (2) 原告U・Y（女性）

Uさんは原発事故当時元気な小学6年生。子どもの代表立証です。

原発事故当時に子どもだった人に、子ども自身の被害を証言していただいたのは、今回が最初で最後です。

子どもは放射線の影響を受けやすい。

それゆえに、子どもたちは大人に言われて、外遊びや食べ物など様々なことを控えて我慢をしてきました。子どもたちは、大人よりも本件事故の被害を多く受けています。

それにもかかわらず、放射線や被ばくのメカニズム、被ばくの影響に関する科学的なことなど、学校や大人たちから詳細に教えられたことはありません。

だから大人の心配をよそに海に入ったり、放射線量の高いところを日常的に歩

いたりして、無意識のうちに被ばくをしてしまいます。

こうした本当は深刻な被害を、Uさんは明るく元気よく証言してくれました。被告の反対尋問にも、しっかりと敵矢を打ち返せたと思います。

しかも、尋問終了後、Uさん自ら被告東電代理人のところに行って、反対尋問で聞かれた内容を逆に問い詰めていたのには驚きました。

若いっていいですね！

### (3) 原告N・T

Nさんは、仕事で赴任してきた浜通りの自然に魅せられ、いわき市小川町に居を構えました。自宅近くの畑でジャガイモ、キャベツ、ニンジン、玉ねぎなど一年を通じて家族では食べきれないほどの野菜を育てていました。事故前は親せきや友人知人におすそ分けして喜んでもらっていました。もちろん無農薬。自分の山から切り出したコナラをほだ木にした原木シイタケ栽培も始めていました。食べ物を買うときも有機栽培、無農薬・低農薬のを選び、飲み水や炊事に使う水も桐が岡神社の湧水を汲んできていました。

事故後も畑での野菜の栽培を続けていますが、放射能の心配があり事故前のように友人知人にあげることができなくなりました。放射能汚染された畑で作った作物であることは消せない事実です。自家消費作物の放射性物質検査を受けて、自分が作った野菜は検出限界値未満という結果がでて、安心して口にすることができなくなってしまっていることをお話しいたきました。

また、2008年から始めた原木シイタケ栽培は、毎年検査をうけましたが、100Bq/kgの基準値を超える数値が検出され、年々数値が悪くなり、2014年になって自宅でのシイタケの栽培をあきらめました。自分の山から切り出したほだ木での原木シイタケ栽培という楽しみが奪われていること、放射能汚染に対する不安から山歩きや山菜採りなどのいわき市民の楽しみが奪われていることをお話しいたきました。

いろいろな検査で基準値以下という結果を受けても、いわきの山野が放射能で汚染されてしる事実や被ばくした事実がなくなることはなく、いまでも放射線被ばくによる健康影響への不安が消えることがないことを話していただきました。

### (4) 原告菅家新（完全賠償をさせる会事務局長，原告団事務局）

いわき市民訴訟の、いわき支部の原告本人尋問の手続きで、トリを飾っていただくのは、菅家新さんです。完全賠償をさせる会の事務局長で、原告団の事務局。

菅家さんは、いわき市の高校で長年教員として活動してこられました。その視点を通じ、2011年の教育活動が大きな影響を受けた事実を語ってくれました。女生徒が、「私たちの旦那様は、福島県生まれ福島県育ちでなければいけないんだよね」と発言した事実について触れ、あってはならないことだと述べました。また、2012年に札幌の客引きに、いわきから来たといったところ、「やべー！うつるう！」と言われたことも触れ、社会に広範に福島に対する差別意識があること

にも言及されました。

菅家さんの供述の特徴は、被害を述べるにとどまらず、そこでその被害をなくすためにどんな手立てが必要かについて触れたことです。菅家さんは、完全賠償をさせる会が現在、政策要求として掲げている、4つの要求の内容を語りました。4つの要求とは以下のとおりです。菅家さんは、この4つの実現を、判決による法的責任の明確化を踏まえて実現したい旨を語りました。

①すべての被害者、とりわけ子どもと高齢者の心身にわたる健康を維持するための長期的施策の確立。

②いわれなき偏見による差別、いじめや就職・結婚差別などを出さない、学校教育・社会教育の推進。

③福島県・いわき市の地域の破壊や変容がもたらした被害に対する長期的な支援等。

④これらの施策をはじめ、原発被災者らが求めてやまない切実な諸施策を推進する立法の実現。

(5) 今回の4人の原告本人尋問で、昨年1月から始まった原告本人尋問は終わりました。

決して特殊でない、普通のいわき市民である原告が、放射能の不安を抱き続けてきた状況、低線量被曝地域で生活せざるを得ない状況から産まれた負担や葛藤など、いわき市の被害の実相を証言してきました。

いわき市の深刻な被害を裁判所に理解してもらえたと思います。

### 3 次回期日（結審日）の予定

次回期日は結審の予定です。

10月21日（開始時間は未定）です。

原告からは、責任論と被害論について、これまでの集大成の最終準備書面を提出し、期日では弁護士と原告から意見陳述を行う予定です。